

市協発第202号
平成26年7月4日

熊本市自治推進委員会委員長 様

熊本市長 幸山 政史



情報共有、参画、協働の取り組みについて（諮問）

熊本市自治基本条例（平成21年9月18日条例第37号）第37条2項に基づき、熊本市における情報共有、参画、協働の取り組みについて下記のとおり、自治推進委員会に意見を求めます。

【諮問事項】情報共有、参画、協働の取り組みの検証・報告について

熊本市自治推進委員会の市長からの諮問事項について

【諮問事項】

情報共有、参画、協働の取り組みの検証・報告について

【委員会の所掌事務】

委員会は、市長の諮問に応じ、自治運営の基本原則に関することについて調査・審議を行う。

※参考 熊本市自治基本条例（抜粋）

（自治運営の基本原則）

第4条 市民、市議会及び市長等は、次に掲げる基本原則により自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政・まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 参画により市政・まちづくりが行われること。
- (3) 協働の原則 協働により市政・まちづくりが行われること。

（自治推進委員会）

第37条 本市の自治の推進を図り、個性豊かで活力に満ちた社会の実現に寄与するため、市長の附属機関として熊本市自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

- 2 委員会は、市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項その他の事項を審議します。
- 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見を述べるができるものとします。
- 4 委員会は、自治に識見を有する者及び市民によって構成されます。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

※参考 市民参画と協働の推進条例（抜粋）

第5章 市民参画と協働の検証

第22条 市長等は、市民参画と協働の取組に関し進行状況の管理を行うとともに、当該取組の結果を毎年度第8条の規定に準じて公表するものとする。

- 2 市長等は、市民参画と協働の取組を検証し、その結果を第8条の規定に準じて公表するものとする。